

「アーク溶接(半自動を含む)業務特別教育講習」開催のご案内

事業主様

一般社団法人 大垣労働基準協会

HP : <https://www.ogakiroukikyo.com>

労働安全衛生法では、事業者がアーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程」に基づく科目について、安全衛生のための特別教育をおこなわなければならないことと定められています（労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条）。該当する労働者がありましたらこの機会にもれなく受講されますようご案内します。なお、本講習では実技教育は3時間のみのみ行いますので、事業場において7時間以上の実技教育を実施してください。

【1】講習日時と会場・定員・申込受付期間

講習日時		会場	定員	申込期間
2026年12月7日(月) ～ 12月8日(火)	9:00～ (受付8:30～) 下記講習時間参照	大垣市職業訓練センター TEL0584-89-4976 〒503-0963 大垣市西大外羽1-226-1	72名	年間受付 定員になり次第締め 切ります。

【2】受講料（テキスト代・消費税10%を含む）

会員 1 名につき **11,220 円**（うち消費税1,020円）※会員：岐阜県内の各労働基準協会会員
非会員 1 名につき **14,520 円**（うち消費税1,320円）

【3】申込方法

- 別紙【受講申込書 兼 受講票】に必要事項を記入し、当協会宛メール(o-roudoukijunkuyokai@aurora.ocn.ne.jp)に申込書を添付して送信、またはグーグルフォーム(HP各講習会の「本申込はこちら」)から送信願います。
- 【本人確認書類】欄には①～②のいずれかを貼付してください。
①運転免許証の表面コピー(変更事項あれば裏面もコピー) ②マイナンバーカード(表面のみ)のコピー
- 申込書を送信いただいた方宛に受講票をEメールにてお送りしますので、プリントアウトして受講者様にお渡しください。

【4】お支払いについて

- 受講料は前納制です。必ず講習開催日の3営業日前までに銀行振込にて納めてください。
※（振込み手数料は振込人負担をお願いします。）

【5】インボイスの発行について（登録番号 T6200005012428）

当協会はインボイスの発行事業者です。講習日に領収書をインボイスとして受講者様にお渡しいたします。(各事業所毎)
※発行を希望される場合は受講申込書 兼 受講票にて「希望する」を選択してください。

【6】受講キャンセルについて

ご都合で受講を取り止められる場合、講習開催日の3営業日前までにご連絡願います。
ご連絡がないときは、受講料はお返しできませんのでご了承ください。

【7】申込・振込先

協会名	所在地	電話・FAX
一般社団法人 大垣労働基準協会	〒503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4階	TEL 0584-73-2272 FAX 0584-73-2257
銀行振込先：大垣共立銀行 本店営業部 普通預金 0191887（※振込み手数料は振込人負担をお願いします）		

【8】講習科目及び講習時間

講習時間	講習科目	分
1日目 9:00 ～ 17:10	・アーク溶接等に関する知識 ・アーク溶接装置に関する基礎知識 ・アーク溶接等の作業の方法に関する知識	60 180 360
2日目 9:00 ～ 17:00	・関係法令 【実技】 アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法 【実技】 半自動アーク溶接装置の取扱い及び半自動溶接等の作業方法	60 180

【9】修了証交付

講習全科目を修めた方に当日修了証を交付します。（遅刻・早退は修了できません）

個人情報の取扱いに関する事項（提出いただく情報の取扱いについては、下記事項を確認のうえお申し込みください。）

- ※ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、①名簿の作成 ②修了証の発行 ③修了証の再発行のための台帳作成 ④受講料等の入金確認等のため、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

【10】その他

- 講習会当日は受講票(受講申込書兼受講票)・筆記用具を持参してください。
- テキストは、講習会初日に会場にてお渡しします。
- 会場付近には食事施設がありませんので昼食は各自準備ください。

日にち：2026年12月7日(月) ～ 12月8日(火) 9：00開講（受付8：30～）
会 場：大垣市職業訓練センター（大垣市西大外羽1-226-1）

【受講料等】

【その他】 持ち物：①受講申込書兼受講票 ②筆記用具

※当日の緊急連絡先（080-1609-1141）発熱や体調不良の場合は受講を見合わせてください。

【 表 面 貼 付 欄 】

※ マイナンバーカードをコピーする際は、個人番号が記載されている裏面をコピーしないように注意してください。

【裏面貼付欄】

- ・運転免許証の裏面に変更事項がある場合は裏面コピー

【別紙】

＜旧姓又は通称の併記を希望される方のみ＞

労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和４年４月１日より修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることになりました。

旧姓を使用した氏名の場合 ※①～③のいずれかを提出してください	通称の場合※①～③のいずれかを提出してください
①戸籍謄本（原本） ②旧姓を併記した住民票（原本） ③旧姓を併記した運転免許証またはマイナンバーカードのコピー	①戸籍謄本（原本） ②通称を併記した住民票（原本） ③通称を併記した運転免許証またはマイナンバーカードのコピー